

「令和6年度明石市食品衛生監視指導計画（素案）」への

意見募集結果について

2024年(令和6年)2月21日(水)から3月21日(木)までに行った意見募集について、1件(1名)のご意見の提出をいただきました。

寄せられたご意見とそれに対する市の考え方は以下のとおりです。

※提出して頂いたご意見は、主旨を損なわないように要約しています。

※監視内容への提案、要望につきましては、各監視を実施する中で参考にさせていただきます。

No.	意見の概要	市の考え方
1	<p>食中毒の発生を防止するため、保健所の監視時に以下の点について確認指導してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none">調理従事者一人当たりの仕事量が多い場合、手洗いの頻度が少なくなることがある。食中毒に関する知識が乏しい調理従事者がいる。家庭と同様に扱うといった感覚はおかしい。また、おかしいことをわかっていて注意できる上も少ないと思われる。提供食数に応じた調理能力を有しているか。冷蔵庫や冷凍庫内の食材について、保管方法や期限管理は適切か。食品の衛生的な取り扱いについて、周知すべきではないか。	<p>ご指摘の通り、過剰量の食品製造や調理を強行したことを遠因とする食中毒事件が全国で多く発生しています。</p> <p>ご意見いただきました事項につきましては、これまでも指導等してきたところですが、令和6年度におきましても、基本方針の(1)に基づく監視指導を実施するにあたり、施設内の衛生状態のみならず、従事者の衛生管理や食材の管理体制も含めて総合的に確認するよう努めてまいります。</p> <p>また、食品等事業者が知識を習得するための支援も重要であると認識しており、基本方針の(2)に掲げる「自主的な衛生管理の推進」を通じて必要な指導・助言を行ってまいります。</p>